

豊橋市農業委員会農地基本台帳等事務取扱基準

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、豊橋市農業委員会農地台帳事務取扱要領第3条第1項の規定による農地基本台帳及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づき農用地の利用調整等の活動を推進するための農地流動化掘り起こし台帳（以下「掘り起こし台帳」という。）に係る事務取扱に関し必要な事項を定めることにより、農家と豊橋市農業委員会との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とする。

第2章 共通事項

(資格)

第2条 個人のプライバシー保護のため、農地基本台帳の閲覧、証明書の交付申請及び申告（以下「基本台帳の閲覧等」という。）することができる者は、農地法（昭和27年法律第229号）及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に関し正当な理由がある者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 農業経営者及びその世帯員（農地基本台帳を申告した者に限る。）
- (2) 前号に掲げる者の農地基本台帳閲覧承諾書（第1号様式）を提出した者

2 個人のプライバシー保護のため、掘り起こし台帳を閲覧できる者は、農地流動化推進員とする。

(手数料)

第3条 基本台帳の閲覧等及び掘り起こし台帳の閲覧に係る手数料は、無料とする。ただし、次項に掲げるものを除く。

2 農地法の許認可事務と関連を有しない目的のための証明書の交付に係る手数料は、豊橋市手数料条例（昭和37年豊橋市条例第5号）の例による。

(閲覧等及び閲覧の場所)

第4条 基本台帳の閲覧等及び掘り起こし台帳の閲覧の場所は、豊橋市農業委員会事務局とする。

(閲覧等及び閲覧の時間)

第5条 基本台帳の閲覧等及び掘り起こし台帳の閲覧の時間は、執務時間内とする。

(禁止事項)

第6条 基本台帳の閲覧等及び掘り起こし台帳を閲覧する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 農地基本台帳又は掘り起こし台帳を所定の場所以外に持ち出すこと。
- (2) 農地基本台帳又は掘り起こし台帳を汚損、毀損、滅失等すること。
- (3) 農地基本台帳又は掘り起こし台帳を複写及び撮影すること。
- (4) 係員の必要な指示に従わないこと。

(管理者)

第7条 農地基本台帳及び掘り起こし台帳に関して適正な管理を行うため、管理者を置き、農業委員会事務局長をもって充てる。

第3章 基本台帳の閲覧等の手続き

(閲覧の手続き)

第8条 農地基本台帳を閲覧しようとする者は、農地基本台帳閲覧申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 第2条第1項第2号の規定による資格により閲覧する場合には、農地基本台帳閲覧承諾書（第1号様式）を添付しなければならない。

(証明書の交付申請手続き)

第9条 農地基本台帳に係る証明書の交付申請しようとする者は、自作地等証明書交付願（第3号様式）を提出しなければならない。

2 第2条第1項第2号に定める資格により証明書の交付申請する場合には、自作地等証明書交付承諾書（第4号様式）を添付しなければならない。

(申告の手続き)

第10条 農地基本台帳の申告をしようとする者は、農地基本台帳申告書（第5号様式）を提出しなければならない。

2 第2条第1項第2号の規定による資格により申告する場合には、農地基本台帳申告承諾書（第6号様式）を添付しなければならない。

第4章 掘り起こし台帳の閲覧の手続き

(閲覧の手続き)

第11条 掘り起こし台帳を閲覧しようとする者は、農地流動化掘り起こし台帳閲覧申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 閲覧の手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) 来庁照会による場合

ア 閲覧の資格及び目的を確認し、掘り起こし台帳閲覧申請書を提出させてから提供を行うこととする。

イ 閲覧の資格の確認ができず、かつ、緊急を要する場合は電話等による照会確認後に提供を行うこととする。

(2) 電話照会による場合

ア 電話を一度切ってからかけ直すことを基本とする。

イ 閲覧の資格及び目的を確認し、取扱者が農地流動化掘り起こし台帳電話照会簿（第8号様式）に必要事項を記載してから提供を行うこととする。

第5章 雑則

(委任)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会に諮り会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月29日から施行する。